

傷病手当金(付加金)申請に伴う同意書

・任意継続被保険者
・資格喪失後の継続受給者 用

2部作成の上、1部は健康保険組合に提出し、1部はご本人様にて保管してください。

同 意 書

この度、傷病手当金(同付加金)及び延長傷病手当付加金を申請するにあたり、下記事項を遵守するとともに万一怠ったときは、健康保険法第119条ないし121条(下記参照)により、支給の一部または全部を停止されても異議ない事をここに同意いたします。

1. 申請に際しては、医師の意見を付した当健保組合指定の請求書を提出します。1ヵ月ごとの提出を基本とし複数月分をまとめて申請しません。
2. 傷病による労務不能につき、雇用保険の失業等給付を受けないため、受給期間延長申請書を公共職業安定所(ハローワーク)に提出し、以下のうちいずれか一方の書類を健康保険組合に提出します。

- ・受給期間延長通知書(写し)
- ・離職票1、2(写し)…受給期間延長の手続きを行わない場合

また、労務可能となり雇用保険の失業給付を受けることとなった場合は、速やかに以下の書類の提出をもって健康保険組合に通知します。

- ・雇用保険受給資格者証 第1面～第4面(写し)

なお、受給期間に重複して支給を受けた場合は、健康保険組合に傷病手当金(同付加金)および延長傷病手当金の返金に応じます。

3. 今後、傷病手当金の支給事由と同一の傷病について、厚生年金保険法による障害厚生年金および国民年金法による障害基礎年金の支給を受けられるようになった場合は、速やかに住友金属鉱山健康保険組合に報告します。また、その時点で過払いの傷病手当金(付加金)または延長傷病手当金付加金があった場合は返金に応じます。
4. 今後、老齢厚生年金の支給を受けられるようになった場合は、速やかに住友金属鉱山健康保険組合に報告いたします。また、その時点で過払いの傷病手当金(付加金)および延長傷病手当金があった場合は返金に応じます。

令和 年 月 日

住所

被保険者氏名

【健康保険法 第119条】

保険者は、被保険者又は被保険者であった者が、正当な理由なしに療養に関する指示に従わないときは、保険給付の一部を行わないことができる。

【健康保険法 第121条】

保険者は、保険給付を受ける者が、正当な理由なしに、第59条の規定による命令に従わず、又は答弁若しくは受診を拒んだときは、保険給付の全部又は一部を行わないことができる。

【健康保険法 第59条】

保険者は、保険給付に関して必要があると認めるときは、保険給付を受ける者に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問若しくは診断をさせることができる。